

## ご安全に！基幹労連の工藤です（４）

### 「投票について考えてみる」

ご安全に！基幹労連の工藤です。第 47 回衆議院総選挙の投票日が間近に迫ってきました。「投票」という行為について思っている事を書いてみたいと思います。**私は憲法学者でも法律のプロでもありませんが、日本には憲法などで、自らの主張を行う方法が少なくとも 4 つは保障されていると思います。ひとつめは「表現の自由」です。**個人または団体は考え方を文章などで世の中に発信する事ができます。これはある意味一方的な「自己の表現」であり正当性を問うものでは無いかもしれませんが。**2 つめは「裁判」です。**これは毎日のようにニュースで出てくるのでわかると思います。個人・団体が自らの正当性を国の調停機関に訴えるものです。司法・立法・行政の三権分立が担保されている日本において、中立的な立場にある司法に訴える手段です。**3 つめには労働争議があります。**弱い立場にある労働者は、労働組合法により団結し争議行動を行うことが保障されています。さらに、労働関係調整法でその解決手段が定められています。我々の先輩は労働三権を獲得する為に多くの時間を費やしました。世界中には、労働三権を獲得する為、必死に取り組んでいる仲間も多くいます。上記は自らの正当性を訴え解決することを国が保障しているものです。

**もうひとつは「投票」という行為です。**我が国では、国民が立法府である国会へ議員を送り出す権利を有しています。これは極めて大きな権利です。世界には自らの代表を自ら選ぶ事の出来ない民族・国民もいます。人類は有史以来、様々な方法で政治（統治？）の形を創り上げてきました。専制君主制、奴隷制、王政、民主制などなどです。未だ地球上には様々な政治形態が存在します。そのように考えると人類は発展途上にあるのでしょうか。さらに選挙の方法にしても小選挙区、中選挙区、比例代表など様々です。

しかしながら、現在の制度の中で我々は政治に参加する権利を持っています。「一人ぐらい入れなくても政治は変わらない」「どうせ X X X が勝つに決まっている」「政治に関心がない」と言って投票に行かない方もいますが、これは自らの権利を放棄することです。したがって政権がどのようなことを行おうが、白紙委任したに等しい事になります。

もうすぐ投票日です。みなさんの行為がこれから先の 4 年間を決定づける事となります。**我々は自ら持つ権利を使う「義務」があると思います。**是非、職場単位、家庭でまた有権者すべてに投票行為を呼び掛けてください。

私は日本の未来の為には「厚く、豊かな中間層の復活」が不可欠だと考えています。基幹労連の推薦する候補者は長崎一区「高木義明」さんをはじめ、みな素晴らしい方ばかりです。

以 上

2014年12月9日

日本基幹産業労働組合連合会中央執行委員長

工藤 智司